

佐賀県告示第百十一号

佐賀県漁業近代化資金利子補給金交付要綱（昭和五十三年佐賀県告示第六百十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

第二条の見出し中「及び利子補給率」を「等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前条の利子補給の対象となる漁業近代化資金の貸付対象者（以下「貸付対象者」という。）は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であつてはならない。

一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

二 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

三 暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者

四 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて暴力団又は暴力団員を利用している者

五 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

六 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

七 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 貸付対象者は、前項第二号及び第三号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であつてはならない。

第六条第二号中「借入金を目的外に使用したときは」を「利子補給金の交付を受ける資金を借り受けた者が次のいずれかに該当することとなつた場合には」

に改め、同号に次のように加える。

イ 借入金を目的以外に使用したとき。

ロ 第二条第二項又は第三項の規定に違反していることが判明したとき。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。